

発議第5号

令和5年6月15日

下野市議会議長 石田陽一様

提出者	下野市議会議員	秋山幸男
賛成者	同	大島昌弘
同	同	村尾光子
同	同	小谷野晴夫
同	同	貝木幸男
同	同	伊藤陽一

下野市議会議員政治倫理条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり下野市議会会議規則第14条の規定により提出する。

## 下野市条例第 号

### 下野市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

下野市議会議員政治倫理条例（平成19年下野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

議員の配偶者は、市との請負契約等に関して、法第92条の2の規定の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下野市議会議員政治倫理条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(市との請負契約等に関する遵守事項)</p> <p>第11条 議員の配偶者は、市との請負契約等に関して、法第92条の2の規定の趣旨を尊重_____するよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(市との請負契約等に関する遵守事項)</p> <p>第11条 議員の配偶者は、_____法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市との請負契約等に関する契約を辞退するよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>